

## 太子町ホームページ有料広告掲載に関する要綱

平成 20 年 12 月 18 日告示第 79 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、太子町（以下「町」という。）が公開・管理するホームページに有料広告（以下「広告」という。）を掲載することにより、町の自主財源を確保するとともに、地域経済の活性化及び町民生活の利便に資することを目的とする。

### (広告掲載の制限)

第 2 条 掲載する広告は、広報媒体としての町の品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、町民に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、掲載しないものとする。

- (1) 法令等（兵庫県及び町の条例、規則を含む。）に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に掲げる風俗営業に該当するもの
- (3) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業に関するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他これらに類するもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (6) 虚偽又は誇大な表現で広告として不適切なもの
- (7) 町が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (8) 求人広告その他これに類する広告
- (9) その他掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの

### (広告を掲載できるものの範囲)

第 3 条 広告を掲載することができるものの範囲は、事業を営む個人、法人又は団体とする。ただし、第三セクター、指定管理者、社会福祉協議会などで公共性のある団体などは、広告の対象法人、団体から除く場合がある。

### (広告掲載の位置等)

第 4 条 広告の掲載場所は、町ホームページのトップページとし、掲載順位は、申込み順に町が指定することとする。

- 2 広告枠の数は、原則として町ホームページのトップページの下側 12 枠とする。

### (広告掲載料・規格)

第 5 条 広告掲載料は、1 枠あたり別表のとおりとする。ただし、年度を通しての掲載料は 1 年分の掲載料を上限とする。

- 2 広告の規格は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 天地 50 ピクセル
- (2) 左右 150 ピクセル

- (3) 6キロバイト以内
- (4) データ形式 GIF形式又はJPEG形式  
(広告掲載の募集)

第6条 広告掲載の募集は、町広報紙、町ホームページなどにより行うものとする。

- 2 広告の掲載枠に空きが生じた場合は、前項の方法により、随時募集するものとする。  
(広告掲載の申込み)

第7条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、太子町有料広告掲載申込書に掲載しようとする広告案を添えて、掲載しようとする日の属する月の初日の40日前までに町長に申し込むものとする。

- 2 同一申込者が申し込める広告は、1月につき1枠限りとする。  
(広告掲載の決定)

第8条 町長は、前条に規定する申込者があったときは、第2条の規定による制限に該当しないものから受付順に当該広告の掲載の可否を決定するものとする。ただし、町長が認めるものにあつては、この限りでない。

- 2 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に太子町有料広告掲載決定通知書により通知するものとする。  
(広告掲載料の納付)

第9条 広告の掲載を可とする決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告掲載料を前条の規定による掲載の決定後、町長の指定する期日までに町の発行する納付書により広告掲載料を納付しなければならない。

(広告主の責任等)

第10条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

- 2 第三者から広告内容に関連して損害を被った旨の申告があつた場合は、広告主の責任及び負担において解決し、町は責任を一切負わないものとする。
- 3 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告主の届出義務)

第11条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、太子町有料広告掲載申込内容変更届に必要な書類を添えて、直ちに町長に届け出なければならない。

- (1) 広告の掲載を取り下げるとき
- (2) 広告内容を変更するとき
- (3) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき
- (4) リンク先ホームページに障害等が発生したとき
- (5) 前各号に規定するもののほか、太子町有料広告掲載申込書又は添付書類の記載内容に変更があつた場合

(広告掲載の取消し)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告の掲載を取り消すものとする。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき
- (3) 広告主又は広告内容を不相当と判断したとき
- (4) 広告主が前条に定める届け出を怠ったとき

2 町長は広告媒体の編集・発行上支障があるときは、前項の規定によらず広告の掲載を取り消すことができる。

(広告内容等)

第13条 広告の内容及びデザイン等は、町ホームページのイメージを損なうことがないように、町と広告主が協議の上掲載する。

2 広告原稿にイラスト・写真・ロゴ等を使用する場合は、原則、広告主が版下を提供する。また、広告主において著作権の確認を行い、著作権料が発生する場合は広告主の負担とする。

3 リンク先のホームページの内容等が当要領及び法令等に抵触、又はそのおそれがあるとき、町長は広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告の掲載期間)

第14条 広告掲載期間は1月単位とし、連続する掲載期間は最長12月とする。

2 広告掲載期間内に町の都合でホームページを閉鎖した時間が生じた場合は、この閉鎖した時間を24時間で除して得た日数(端数切り捨てる)に相当する期間、広告掲載期間を延長する。

(広告掲載料の還付)

第15条 既納の広告掲載料は、還付しないものとする。ただし、広告主の責に帰さない理由により、広告掲載ができなかったときは、この限りでない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

別表(第5条関係)

掲載料金

1か月分	6か月分	1年分
5,000	28,500	54,000